

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

日本自動車部品工業会(JAPIA) 製品環境部会における内外の 化学物質規制への対応

(一社)日本自動車部品工業会

技術部部长 清水 康弘 (しみず やすひろ)

製品環境部会 渉外担当幹事会

唐内 知哉 (とうない ともや)

技術部次長 中原 靖 (なかはら やすし)

技術部課長 田中 啓仁 (たなか よしひと)



清水氏

前回(2018年)のインタビューに引き続き、
活動内容について熱のある解説をいただいた。

米国との関税交渉をめぐって、日本の自動車製造業をはじめとした諸産業への影響が、日本経済への懸念材料として各所にて取り沙汰されていることは皆様ご存じの通りです。一方で、われわれ「化学物質管理」の分野に目を向けると、日々厳格化される化学物質規制は、関税に劣らず諸産業に対して決して小さくない影響を与えているものであるように思われます。多くは正当なエビデンスに基づく合理的な判断に基づいた規制であるはずですが、中には議論の分かれるようなケースも見られるようです。もし合理性や判断に疑義があるのであれば、産業界としては声を上げていく必要があるでしょう。今号ではそうしたコメント活動＝渉外活動を積極的に推進なされている日本自動車部品工業会(JAPIA)に、日々の取り組みや、取り組みのための枠組みをどのように構築してこられたのかについて、インタビュー取材をいたしました。自動車にかかわらず、広く日本の産業にとって参考になる知見も多いかと思います。是非ご一読をください。

JAPIAにおける「製品環境部会」の役割

—— 自動車部品工業会(以下JAPIA)様へのインタビューは2018年以來今回で2回目となりますが、この度もどうぞよろしくお願いいたします。本日は、JAPIA様による業界としての化学物質規制への対応、特に規制への渉外活動を中心にお話しをいただきたいと考えております。はじめに、皆様のご所属なされている「製品環境部会」に関して、JAPIA様における位置づけをご紹介いただけますでしょうか。

一同 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

中原 それでは、製品環境部会のJAPIA内での位置づけについて簡単にご紹介いたします。

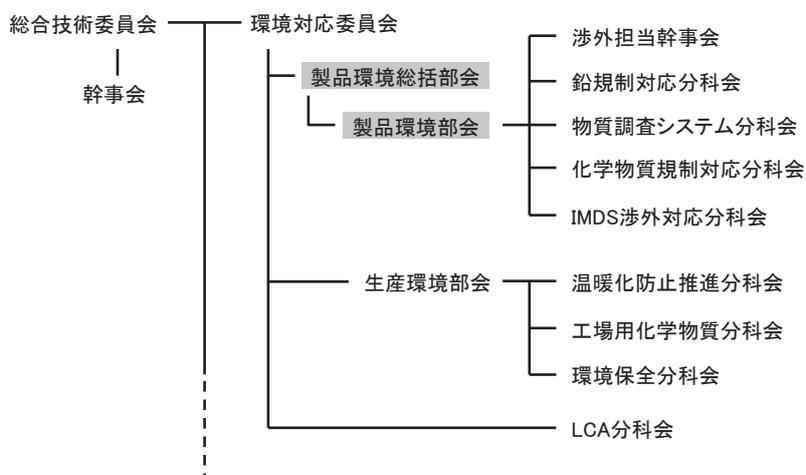
JAPIAは2025年5月1日現在、447社の会員数を有する自動車部品の業界団体です。委員会組織として、理事会のもとに政策委員会、総務委員会、国際委員会、総合技術委員会、中小企業施策委員会、二輪車部品委員会、補修部品用品委員会の各委員会を設置しており、また東日本、中日本、西日本に、それぞれ支部を置いています。

そしていま挙げた委員会の一つ、総合技術委員会には環境対応委員会、DX対応委員会、CE部会、基準認証部会、自動運転基準検討部会、ITS部会、専門技術部会、モビリティ将来技術研究会、オープンイノベーション研究会などが紐づけられており、この中の環境対応委員会のもとに、「生産環境部会」とわれわれの「製品環境部会」が位置づけられています(図表1)。

唐内 化学物質といっても、われわれが対応しているのはいわゆる製品含有化学物質で、工場で使用されるような物質の対応につきましては生産環境部会の方で対応をしています。

清水 建前としてはそうなのですが、生産環境部会は主に国内のCO₂排出などの対応を中心的な課題としていて、製造プロセスで使われるような物質の管理も含めて、化学物質関連はわれわれが見ています。とくに海外の規制については、製品環境部会が一括して担当している分野です。今日の大きなテーマにもなるかと思いますが、そうした規制に関する渉外が、われわれの活動の大きな柱です。

総合技術委員会の体制<2024年度>



図表1

化学物質規制に対する渉外活動

—— ありがとうございます。渉外活動の対象となる規制というのは、具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。

清水 もともとは、欧州のREACH規則を主要な対象として渉外活動をしていました。現在は、これに加えてストックホルム条約(以下POPs条約)についても渉外活動の主要な対象です。ご承知のように、現在の化学物質規制というものは欧州の人たちが率先して進めている面が非常に大きいわけです。ただ、結果として欧州だけが規制の厳しい市場になってしまうという、欧州自身にとってのリスクを孕んでいます。彼ら自身そうなることを避けたいものですから、国際的な

枠組みであるPOPs条約を使って、欧州に留まらない世界全体での規制化を狙っているともいえるのです。条約においてPOPs物質として指定されれば、それぞれの条約批准国が自国法規に採用することで規制の網が広がります。日本の場合でも、POPs条約での採択にしたがって、基本的には化審法の第一種特定化学物質指定が行われます。そこまで行ってしまえば、われわれとしてもなす術がありません。ですから、検討に挙がってきたものへの対応は勿論ですが、そもそも検討の場に挙げさせないようにということを念頭に置いて、経済産業省(以下経産省)や他の団体さん、上流の材料メーカーの方々とも連携をしながら、われわれは渉外活動に取り組んでいます。

上流の材料メーカー(団体・個社)、経産省との協力

—— そもそも検討の場に挙げさせないようにのお話ですが、そうすると、まだ表には出てこない段階で提案者の情報を察知する必要があるわけですね。

清水 ヨーロッパやカナダというところが非常にセンシティブになっていて、そうした国々の中から提案が出されてくるわけですが、情報をわれわれだけで捕捉することは難しいものですから、内外の上流材料メーカーさんの団体とも連携、協力して対応しています。

一方で、業界団体が活発に動いてない分野もありますので、そうした場合には個社との対話をさせていただ

きながら、JAPIAと個社の両者によって、当局に対してコメントを出していくという活動もしています。このように、日常から上流の材料メーカーさんの団体、あるいは関連の個社との間において、JAPIAとして緊密なコミュニケーションとらせていただいています。

また、POPs条約の検討に挙げられた段階で、当然わが国の経産省も関係してきますので、そうした役所も含めたかたちでの情報交換を出来るような枠組みをわれわれは構築してきました。具体的にいうと、経産省とJAPIAの間で、定期的に会合を持たせていただくような取り組みもしています。

特集 1

軟衛協・改正食品衛生法 「PL 制度完全施行」後の対応

軟包装衛生協議会

常務理事 逸見 るみ子 (へんみ るみこ)

1. はじめに

軟包装衛生協議会(略称:軟衛協)は、1975年1月に軟包装材料の製造企業が主体となり、衛生的な軟包装材料の製造・加工を行い、食品、医薬品メーカーに提供することを目的に設立された。今年(2025年)は設立50周年を迎える。軟包装材料とは、薄いプラスチックフィルムの他に薄紙、金属箔等を原材料とし、これらに印刷、貼り合わせ(ラミネート)、コーティング等の加工を施した複数の層で構成されたものである。主に食品、医薬品を直接包むパッケージ(以下、容器包装)となり使用される。食品、医薬品メーカーには袋形状または巻取り形状で納め、メーカーで内容物を入れることになる。フィルムなどを層として、層ごとに異なる原材料を組み合わせ、食品などを一定期間維持する等目的に応じた機能を設計し適えている。最終的に製品となる際の厚みが0.1mm程度で柔らかい形状となるため、軟包装材料と呼ばれている。

軟衛協は、軟包装材料が食品、医薬品など人の健康に影響を与える内容物を直接包んでいることから、製造に際しても食品、医薬品並みの衛生管理が必要であるとの観点で活動し、様々な挑戦と成果を積み重ねてきた。その代表は製造工場の衛生管理に関する一定の

基準「衛生管理自主基準」を設けることである。衛生管理自主基準は1976年に第1版を発刊して以来、法令改正、社会情勢の変化に対応した改訂を行っており、この基準に基づき工場認定制度を運用している。

7年前の食品衛生法改正により、軟衛協がこれまで運用してきた衛生管理自主基準に則った製造管理が義務化された。さらに認定工場が衛生的な軟包装材を取引先へ提供するために原材料メーカーから適合性情報の収集を行い、適合性を証明してきた情報伝達も法制化され義務となった。本稿では、軟衛協が確認している完全施行前後の改正内容と、改正に伴う容器包装製造事業者の対応例を説明する(2025年7月末時点の情報)。

2. ポジティブリスト関連の改正

2.1 食品衛生法の改正と所管の行政について

平成30(2018)年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律(法律第46号)が公布された。この法律改正は、容器包装を製造している企業には食品用の容器包装に対して国際整合的な衛生規制の整備をすることと、営業届出制度を追加することを含めた15年ぶりの大きな改正であった。営業届出制度は4年前

(令和3(2021)年)の6月1日に施行された。国際整合的な衛生規制の整備となるポジティブリスト制度は、今年(令和7(2025)年)5月31日にポジティブリスト「別表第1」の経過措置期間が終了した。6月1日からはポジティブリスト制度が完全施行している。

この期間に食の安心安全に関する重大な事件はなかったが、令和2(2020)年1月に国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、厚生労働省をはじめとした行政はその対応を余儀なくされた。その影響も考えられるが令和6(2024)年4月1日には、食品基準行政が厚生労働省から消費者庁へと移管された。行政移管により法令情報の確認が煩雑になるが、消費者庁は先日6月16日に該当のHPを更新し、過去のQ&Aを整理・追加するなど分かり易く制度紹介をしている。厚生労働省では監視行政を引き続き担当している。

2.2 ポジティブリストの概要

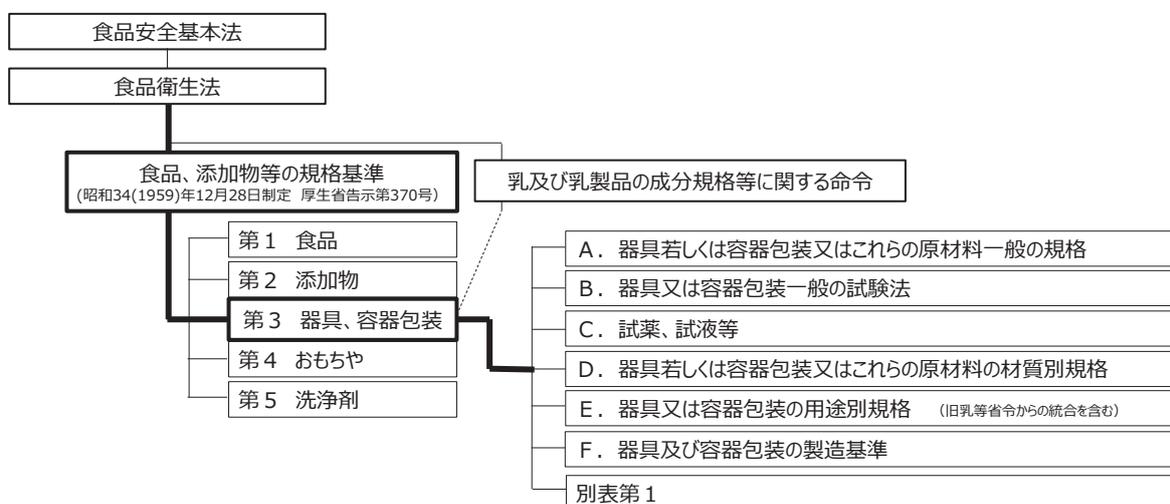
食品衛生法の第18条に第3項が新設されたことにより、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)が改正された。食品、添加物等の「等」にあたる、3番目である、第3 器具及び容器包装は、「A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」から「F 器具及び容器包装の製造基準」で構成されており、ポジティブリストは、A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格に「8」が新設さ

れ、ポジティブリストは別表第1に掲げる物質であるとされた(図表1)。

2.3 告示第370号第3Aの8 別表第1の改正経緯と既存物質のリスト化終了

施行前から使用されていた物質(既存物質)がリスト化され令和2(2020)年の告示第196号で告示された。告示第196号には合成樹脂以外の物質も含まれていたため改編と再整理の作業が行われ統合、整理、撤廃、消除が行われた。令和5(2023)年に告示第324号によって告示第196号を改正し、別表第1第1表の基材(ポリマー)は21物質、第2表の添加剤は827物質となった。この告示第324号は、令和6(2024)年9月27日告示第128号で、別表第1第2表添加剤に13物質が追加され840物質となる改正がされた。基材(ポリマー)21物質を構成するモノマーは「別紙」で通知されている。これにより既存物質のリスト化が終了した。

容器包装製造事業者が今年6月1日の完全施行日以降に情報伝達をするためには、告示第324号、または追加改正された告示第128号を受けた原材料メーカーのポジティブリスト適合に関する証明を入手して行う。また告示第324号を受けて発行した2024年1月4日以降のJCI食品接触安全センターが発行している「確認証明書」でも確認できる。ポジティブリストが



図表1 告示第370号第3の体系図

特集 2

台湾の化学物質規制の最近の動向と 企業の対応

馬橋 実(うまはし みのる)

はじめに

1992年の国連環境開発会議で採択された「アジェンダ 21(持続可能な発展のための人類の行動計画)」が世界的レベルでの有害化学物質管理の出発点となり、10年後、2002年「持続可能な開発に関する世界首脳会議」では化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されるための2020年までの達成目標(WSSD目標)が合意された。その10年後、2012年「国連持続可能な開発会議」には188カ国、約4万人が参加して持続可能な開発のための制度的枠組みなどが討議された。

こうした化学物質管理に関する国際的動向は、アジア各国にも影響を及ぼし、台湾では、環境保護署が所管する「毒性化学物質管理法」が1986年に制定された。毒性化学物質を第1類～第4類にリスト指定し、許認可、登録等の化学物質管理を推進。その後3回修正法案が提出され、2019年に「毒性及び懸念化学物質管理法」が公布され、2020年に施行された。

行政院労働委員会が所管していた「労働安全衛生法」は、1974年に公布・施行され、1980年の修正後、20年以上経過した2013年「職業安全衛生法」として

修正・公布された。また、管理は行政院労働委員会より2014年に労働部職業安全署の所管となった。

1. 台湾の化学物質管理規定の概要

台湾では、労働災害の防止及び労働者の安全衛生の保護を目的とした「労働安全衛生法」が1974年に制定され、行政院労働委員会労働安全衛生署が所管となった。1986年には、毒性化学物質による環境汚染防止及び人健康障害の防止を目的に「毒性化学物質管理法」が制定され、行政院環境保護署環境衛生及び毒物管理処が所管となった。

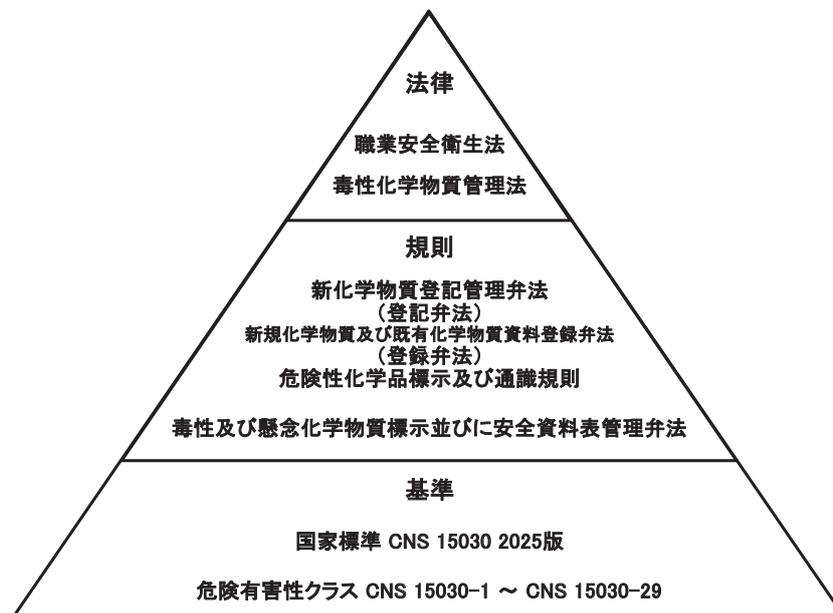
その後、「労働安全衛生法」は、2013年に「職業安全衛生法」として公布、施行され、所管は労働部職業安全衛生署に移管され、権限が拡大された。2014年12月には、同法第13条第3項に基づき「新化学物質登記管理弁法(登記弁法)」が公布された。また、GHSに基づくラベル・SDSに関わる下位法として2007年「危険物及び有害物の標示並びに周知規則」が制定され、2014年に「危険性化学品標示及び通識規則」と改正制定された。

「毒性化学物質管理法」は1986年の制定後、下位規則として、「施行細則」、「許可弁法」、「標示弁法」、「記録弁法」等が制定され、第1類から第4類の毒性化学物質を体系的に管理する体制が整備された。2011年に発覚した食品・飲料への有害物質混入問題などを受け、「毒性化学物質管理法」は2013年より三次修正された後、2019年「毒性及び懸念化学物質管理法」として公布され、2020年に施行された。下位規則として、2014年「新規化学物質及び既存化学物質資料登録弁法（登録弁法）」が制定された。ラベル・SDS関連では、「毒性及び懸念化学物質標示並びに安全資料表管理弁法（標示弁法）」が2020年に改正、2021年施行、2022年修正施行（第4条関連は2023年施行）された（図表1）。

2. 台湾の新規化学物質届出制度

新規化学物質管理に関しては、2009年より化学物質登記管理システムの運営が始まり、既存(既有)化学物質の報告・提出作業が開始され、2010年末で6万種を超える化学物質が登録された。その後3回の増補申請を受け付け、2015年には、既存(既有)化学物質が約10万物質登録された。2025年7月1日現在の既存(既有)化学物質は、198,735物質となった（図表2）。

台湾では、2014年12月11日に施行された「新規化学物質及び既存化学物質資料登録弁法（登録弁法）」及び2015年1月1日に施行された「新化学物質登記管理弁法（登記弁法）」に基づき、既存(既有)化学物質インベントリーに記載されていない物質を新規化学物質として、所管の環境部(EPA)及び労働部(MOL)へ化学物質情報の登録が義務付けられた。



図表1 台湾の法体系



中国 生態環境法典(草案)の概要と 今後の中国環境法令の動向

(独)日本貿易振興機構 アジア経済研究所 新領域研究センター
環境・資源研究グループ
山田 浩成 (やまだ こうせい)

中国では、生態環境法典の制定に向けて、審議が行われています。今号では、中国における環境法や政策に詳しい、ジェトロ・アジア経済研究所の山田氏に動向を解説いただきました。化学物質管理に関連するポイントをピックアップし、ご説明いただいておりますので、ぜひご参考にさせていただきましたら幸いです。

はじめに

中国では 2025 年 4 月末から、生態環境法典の草案審議が行われている¹⁾。今回の法典編さんは既存の法令を整理・統合することを趣旨とし、環境規制や資源管理に関する改正や脱炭素等に関する新たな規定も盛り込まれている。仮に制定に至った場合には、中国での環境規制を受ける事業者では、様々な対応が必要になる。化学物質管理もまた例外ではない。こうした事情を踏まえ、本稿では生態環境法典(草案)について、以下の 4 点を中心に解説を行う。すなわち、(1)中国環境法における生態環境法典の概要および位置付け、(2)生態環境法典における化学物質管理のポイント、(3)その他の重要政策領域(循環経済、脱炭素等)のポイント、(4)今後の中国における環境規制の動向および事業者における対応、である。

なお、本稿の内容は 2025 年 8 月 1 日時点で筆者が入手できている情報に基づいている。中国においては重要な法制定にあたって、草案に大幅な変更が加えら

れることも少なくない。化学物質管理等の実務にあたる読者諸氏におかれては、最新情報の確認に努められるようお願い申し上げます。

1. 生態環境法典(草案)の概要および位置付け

生態環境法典は全 5 編 1188 条で構成されている。それぞれの編の名称・内容は、(1)総則、(2)汚染防止対策、(3)生態系の保護、(4)グリーン・低炭素発展、(5)法的責任および附則、である。同法典は編、章、節の 3 レベルに分かれており、編レベルでは環境に関わる既存の法律が次のように統合・構成されている。第 1 編・総則には環境法全般に関わる原則や事項についての規定を括りだし、第 2 編から第 4 編には分野ごと(汚染防止対策、生態系の保護、グリーン・低炭素発展)の規定を配置し、第 5 編ではそれぞれの法的責任について定めている。このうち化学物質管理に関わる規定は主に汚染防止・対策の編にある(詳細は 2. で

月刊

化学物質 管理

Vol.10
2025.8～2026.7

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読：12冊)
ISSN：2424-1180

★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応する
のに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く!

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構